

経済分析に基づく民事紛争への保険利用の問題と課題

池田 康弘

熊本大学法学部

October 29, 2016



©2010 熊本県くまモン

はじめに

民事司法へのアクセスをめぐっての制度設計が描かれ（弁護士費用保険の開発）、さらなる発展が始まりつつある（普及段階）。この動きは、弁護士、保険者、市民（依頼者）の三者に対して影響を与える。

- 依頼者の司法アクセスの拡充
- 弁護士の業務拡大
- 保険市場の拡大

現状の問題点：

- 少額事件における訴訟件数の増大（大井暁，2016）
- 保険利用における弁護士費用の過大請求（山下典孝，2016）
- 有責の弁護士の依頼者とのトラブルの増加（同上）
⇒ 被害者救済基金設立の検討 ← 問題のない弁護士に基金の費用負担を負わせることへの反対意見あり

はじめに (continued)

本報告の目的：

弁護士費用保険をめぐる依頼者，弁護士，保険者の各当事者のインセンティブと当事者間の情報の非対称性に着目し，民事紛争への保険利用に関する問題と課題を経済分析によって明らかにする。

モラルハザード：

依頼人が代理人の行動を直接監視できないことから生じる状況で，このとき代理人が機会主義的行動をとるため，本来あるべき行動をとらせることが困難な状況を指す。

例：経営者－従業員，株主－経営者，保険会社－加入者，依頼者－弁護士
代理人のこのような行動を経済学では倫理欠如の問題だけに帰着せず，制度や仕組みの問題と捉える（神取，2014）。

逆選択（逆淘汰）：

その当事者のタイプ（隠された情報）が外部からは分からないゆえ，良質でないタイプの当事者が市場に生き残る状況を指す。

各当事者の利得構造 1

依頼者利得： 依頼者は損害賠償金または和解金の受取りによって原状回復

- 弁護士費用保険に未加入のとき：

$$\text{依頼者利得} = \text{賠償金受取額} - \text{弁護士費用} (\geq 0) \quad (1)$$

賠償金受取額 \leq 弁護士費用のとき，司法アクセスが困難となる。

- 弁護士費用保険に加入のとき：

$$\text{依頼者利得} = \text{賠償金受取額} (\geq 0) \quad (2)$$

保険者利得：

$$\text{保険者利得} = \text{保険料収入} - \text{弁護士費用} (\geq 0) \quad (3)$$

含意： 保険加入者の訴えるインセンティブは大となる（保険料 $<$ 弁護士費用のとき）。 \implies 少額訴訟の増大。

各当事者の利得構造 2

弁護士利得：

- ① 弁護士費用保険に未加入のとき：

$$\text{弁護士利得} = \text{弁護士報酬} - \text{任務遂行労力} (\geq 0) \quad (4)$$

- ② 弁護士費用保険に加入のとき：

$$\text{弁護士利得} = \text{弁護士報酬} - \text{任務遂行労力} (\geq 0) \quad (5)$$

含意：2つの違い

これまでの潜在的依頼者が訴えを躊躇していた事件：(1) 式 (4) 式
⇒ 保険加入によって、弁護士の業務が拡大する（保険料の兼ね合いで）。

モラルハザードの構造

依頼者と弁護士の関係：

- ① 弁護士費用保険に未加入のとき + 弁護士報酬が成果依存でないとき：

⇒ 弁護士の過少努力，賠償金受取額の減少，報酬の過大請求などのモラルハザードの可能性：

⇒ 依頼者はモラルハザード制御のため，成果依存の弁護士報酬を要望：

- ② 弁護士費用保険に加入のとき：

⇒ 弁護士費用は保険者負担，依頼者は報酬契約内容に興味を示さず，保険者への弁護士費用請求は弁護士任せ：(2) 式（モラルハザードの助長）

⇒ 報酬契約如何（例えば，成果報酬）によって賠償金受取額（(2) 式）を高くでき，モラルハザードを制御できる。

モラルハザードの構造 — 契約の不完備性との関連で —

保険者と弁護士の関係：

- 弁護士報酬が成果依存でないとき（例：タイムチャージのとき）：
⇒ 弁護士費用請求を上限まで行うモラルハザードの可能性がある。
- モラルハザードの制御には、成果依存の弁護士報酬を用いればよい。
⇒ 保険者が報酬契約の内容が真実であるか見抜けない場合、
→ 依頼者と弁護士の暗黙の結託により、保険者へ報酬の過大請求を行い、後に弁護士と依頼者で過大請求分を山分けする可能性がある。
⇒ これは**契約の不完備性**に起因する状況である。

契約の不完備性とは：

契約内容を当事者間（依頼者と弁護士）で事前に決めていたとしても、将来起こりうることすべてを条項として書き込むことはできない場合のことをいい、契約内容について当事者間（依頼者と弁護士）で観察できる（暗黙的に分かっている）が、第三者には立証できない場合のことを指す。（神取，2014）（細江，2005）

逆選択の構造とシグナリング

依頼者に弁護士の良質なサービスが提供されない問題

ex. 極端なケースとして、弁護士による依頼者の財産の着服など

⇒ 依頼者が弁護士の質を見抜けないことに起因する逆選択状況
有責の弁護士とのトラブルから依頼者を救済する手段として、基金設立が検討されている。← 問題のない弁護士は反対意見を表明。

逆選択の克服策：シグナリング

質の良いタイプの弁護士が自らが良質な弁護士であることをコスト（労力）かけて依頼者や世間に対してシグナルを発信する

シグナリングは、長い目で見れば、弁護士に対する信頼維持につながる。

シグナル情報が正しいこと示すには：

- 弁護士自らがコスト（労力）をかけて「まっとうな弁護士」である旨のシグナルを発信する ⇒ 弁護士の質に関する認証制度の確立、情報偏在を解消する情報開示の整備

経済的利益と弁護士報酬の決まり方

両サイドを考慮したケース：

原告と被告の経済的利益と弁護士報酬はどのように決まるのか

原告の経済的利益：数値例

原告依頼者が弁護士に依頼し、交渉または裁判の結果、損害賠償額が 1100 万円となった。この 1100 万円は弁護士の貢献による経済的利益である。この経済的利益を基に弁護士報酬は算定される。成功報酬の場合その額の何割かとなる。

被告の経済的利益：数値例

原告の賠償請求額が 2000 万円であった。裁判または交渉の末、被告弁護士の努力により原告への判決支払額は 1100 万円となった。この場合の経済的利益は減額できた金額、2000 万円と 1100 万円の差の 900 万円であり、この額が被告弁護士の貢献度であり、この経済的利益を基に被告弁護士の報酬が決定される。

問題点：被告の経済的利益は原告の請求額に依存している。弁護士間の暗黙の結託の可能性がある。(太田, 1997)

参考文献

- ① 大井 暁 (2016) 「弁護士費用保険を巡る諸問題」日本保険学会平成 28 年度全国大会シンポジウム「民事司法利用のための保険制度の役割」報告レジュメ.
- ② 太田勝造 (1997) 「弁護士報酬をめぐって」『ジュリスト』 No.1112, pp31-40.
- ③ 神取道宏 (2014) 『ミクロ経済学のカ』日本評論社.
- ④ 細江守紀 (2005) 『情報とインセンティブの経済学』九州大学出版会.
- ⑤ 山下典孝 (2016) 「依頼者保護のための制度構築に関する問題」日本保険学会平成 28 年度全国大会シンポジウム「民事司法利用のための保険制度の役割」報告レジュメ.